

NISAの非課税期間終了後はどうする？ 三つの選択肢の特徴を理解して 投資の目的に合った運用方法を！

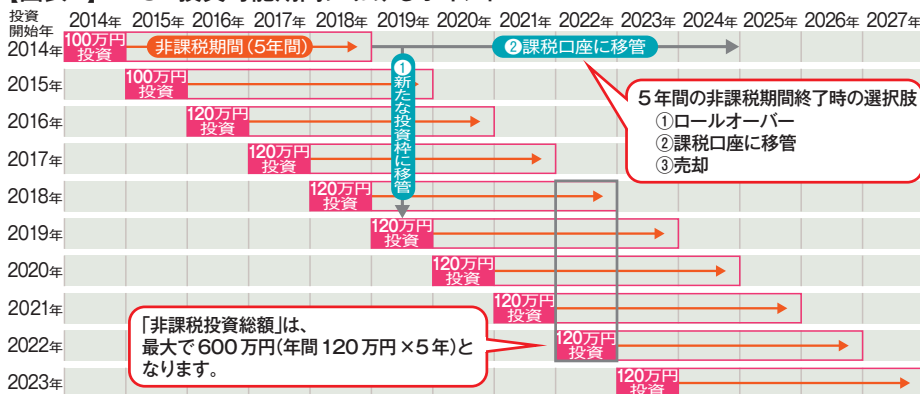
このコーナーでは全国で活躍している金融広報アドバイザーによる誌上セミナーを行います。今回のテーマは、NISAの非課税期間終了後の対応策について。NISAは2018年に、初めて5年の非課税期間の終了を迎えましたが、NISA口座で保有している金融商品をどうすべきか分からないという方も多かったようです。選択肢は三つあり、小野みゆきアドバイザーにそれぞれの特徴、メリットとデメリットなどについてお聞きしました。

第19回

講師：小野みゆき

滋賀県金融広報委員会
金融広報アドバイザー

【図表1】 NISA投資可能期間におけるポイント



(出所) 金融庁「NISAの基礎知識」を基に作成。

2014年1月に始まったNISA（少額投資非課税制度）は、個人投資家向けの税制優遇制度であり、上場株式や株式投資信託などの配当金・分配金や譲渡益が最長5年間非課税になります。少額から気軽に始められることもあり、約

「課税口座に移管」、「売却」

点が設けられています。こうしたなか、2018年に初めて5年の非課税期間終了を迎えました。

非課税期間が終わりますと、「翌年のNISA非課税投資枠に移管（以下、ロールオーバー）」、「課税口座に移管」、「売却」という三つの選択肢があり【図表1】、投資の目的に合わせて選択、もしくは組み合わせることが可能です。

では、それぞれの特徴、メリットやデメリットについて説明していきましょう。

三つの選択肢の特徴を理解して 最適な運用方法を選ぶ

(1) ロールオーバー

非課税期間が終了するNISA口座で保有する金融商品を、翌年のNISA非課税投資枠（以下、非課税投資枠）に移管する方法で、さらに5年間非課税の恩恵を受けることができます。NISA口座で保有する金融商品について、配当や時価の上昇を期待している方には適していると思います。また、非課税投資枠の上限額は120万円ですが、NISA口座で保有する金融商品の時価が120万円以上の場合でも、全額をロールオーバーできるのも魅力です。ただし、120万円を超えるロールオーバーすると、非課税投資枠の限度額を使い切ってしまうことになり、翌年はNISA口座で新規投資はできません。そういった場合、NISA口座で保有する金融商品を一部だけロールオーバーするのも一つの選択です。例えば、50万円と

70万円の金融商品を保有しているとして、70万円の金融商品だけロールオーバーすれば、翌年にNISA口座で50万円分の新規投資ができます。何をロールオーバーするのか十分に検討しましょう。

2018年は初めての非課税期間終了の年ということもあり、手続き方法に関する問合せも多くありました。一般的には、非課税期間終了の年の10月ぐらいに自分のNISA口座がある金融機関から、期間終了とロールオーバーをするかの確認連絡があります。ロールオーバーするのであれば、記載されている期限までに申請の手続きを行います。確認連絡がきたら放置せずに必ず確認してください。申請をしないと、課税口座へ移管されます【(2)参照】。

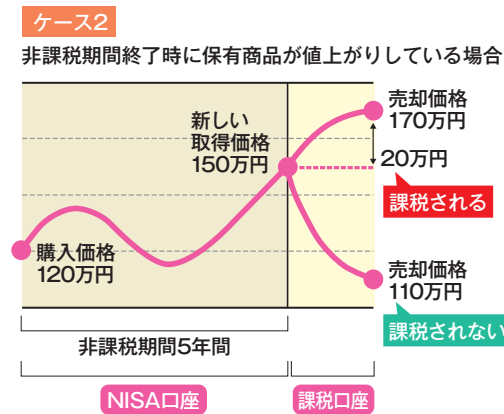
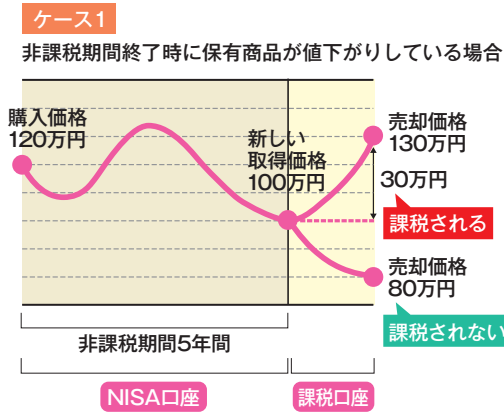
ここで二つ注意点があります。まず、ロールオーバーは当該金融商品を購入した金融機関でしか行えないということ。NISA口座を設ける金融機関は2015年から年単位で変更できるようになっていますが、変更前の金融機関（A社）で購入した金融商品は、他社のNISA口座へ移管できません。この金融商品をロールオーバーするのであれば、非課税期間が終了する翌年のNISA口座を改めてA社で設ける必要があります。

もう一つの注意点は、NISA口座からつみたてNISA口座へ変更している場合もロールオーバーはできないことです（NISA口座へ変更し直せば可能です）。

(2) 課税口座に移管

金融商品を売買する際の通常の口座と

【図表2】課税口座に移管した際の譲渡益の算出方法



(出所) 金融庁「NISAのポイント」を基に作成。

なる課税口座(特定口座が一般的)に移管する方法です。移管後は、配当金・分配金や譲渡益に課税されることとなります。こちらのメリットは、ロールオーバーせずに課税口座に移管すれば、翌年にNISA口座で、上限額まで金融商品を購入できることです。「NISA口座で保有する金融商品について、非課税期間が終了し、課税扱いとなってもそのまま運用を続けるとともに、新たにNISA口座で金融商品を購入したい」という方に適しています。課税口座に移管する際、注意すべきは課税される譲渡益の算出方法です。課税口座に移管された金融商品の時価は、NISA口座から移された時点が基準となるため、保有する金融商品が購入時より値下がりしている場合、思わぬ落とし穴があるのです。【図表2】のケース1で具体例を見てみましょう。①NISA口座で120万円の金融商品を購入して、非課

税期間終了時に課税口座に移管(時価は100万円に下落)。②移管後130万円まで上昇して売却。この金融商品の購入金額は120万円なので、生じた譲渡益は10万円と考えてしまいますが、実は、課税口座に移管した時点での時価が購入金額となり譲渡益は30万円と算出され、30万円に課税されることになるのです。一方、ケース2のように値上がりしている場合、こうした問題は生じません。課税口座に移管を検討する方は、譲渡益の算出の仕組みを理解し、移管の判断を行ってください。

(3) 売却
利益を確定させて、NISA最大のメリットである非課税を活用する選択肢です。売却で得た現金を教育資金や住宅購入費用など明確な目的に充てたり、長期の資産形成という視野から、翌年のNISA投資や新たな投資の資金にすることも考えられます。

今
ま
の
と
め

- ★ 対応策は「ロールオーバー」「課税口座に移管」「売却」。
- ★ 選択肢の特徴を理解して、投資目的に応じた運用を。
- ★ 投資目的と金融商品の選択を再考するよい機会に。

注意していただきたいのは、現金化までの日数。売却後、すぐに口座に払い出しが行われるわけではないのです。金融商品や金融機関によって、現金化まで必要日数が異なるため、時間的な余裕を持つて手続きをしましょう。

投資目的と金融商品の選択を再考するよい機会に

非課税期間終了時の対応策の一つとして、NISA口座には、今後価値が大きくなるといっていきとご自身で判断された金融商品を保有しておくのが得策かと思えます。期待通り価格が上昇すれば、その分だけ非課税のメリットが大きくなるからです。



小野みゆき (おの・みゆき)

ファイナンシャル・プランナー (CFP®)・年金マスター・1級DC (確定拠出年金) プランナー・社会保険労務士。2014年にレディゴ社会保険労務士・FP事務所を開業。セミナー講師、書籍・WEB執筆、家計・年金・労務相談などを中心に活動中。金融広報アドバイザーとして、滋賀県全域でNISA・確定拠出年金に加え、年金や老後のお金の使い方、子どもたちにお金の大切さなどを伝える活動を精力的に行っている。

【図表3】各選択肢のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
ロールオーバー	NISA口座の金融商品をさらに5年間非課税で運用	翌年のNISA新規投資はロールオーバーの金額分できない
課税口座に移管	翌年のNISA新規投資が非課税投資枠の上限額まで可能	売却時に投資額を下回っても課税されることも
売却	現金化により、消費や投資などへ自由に活用可能	現金化までに日数を要する

私は資産運用をする際は、教育資金住宅購入費用、老後の蓄えなど、目的を明確にすることが重要だと考えています。目的が明確であれば、金融商品や運用方法の選択もしやすくなります。NISAの非課税期間終了のタイミングは、ご自身の投資の目的を再考するよい機会です。ぜひ、ご自分のNISA口座がある金融機関で運用状況を確認するとともに、目的に応じた選択や対応策を主体的に検討されることをお勧めします。